

平成廿四年一月廿二日

研究資料

第三号

Version 1.0

須佐御古史研究会

東京部会

# 序文

享保十一年（1726）に起こった「唐船打潰し事件」に関連して須佐部会から史料が届きましたので読んでみましょう。二種類あります。

第一の史料は仮に「外国船漂着沙汰書」としましょう。先ず注目が「必要なはその日付です。沙汰書本体は貞享四年（1687）八月十日となっています。付属の覚書は貞享五年七月廿一日付です。

須佐で「唐船打潰し事件」が起こったのはこの文書の日付から38〜9年後の事です。貞享五年という年は九月に改元され元禄元年となりました。

何故この時期にこのような沙汰書が出されたのか。文末の年表を見ると時代の背景が浮かび上がって来ます。この表には江戸幕府開府から須佐で「唐船打潰し事件」が起こった享保年中辺りまでの幕府の対外貿易政策をまとめて置きました。これを見ると、幕府の鎖国政策は元和年中から徐々に強化され、寛永八年（1641）にオランダ人を出島に移すことよって完成しました。元禄元年（1688）には清国船の入港数が70に制限され、正徳四年（1714）には密貿易厳禁令、そして享保三年（1718）には外国船との密貿易が禁じられました。

幕府の鎖国令、密貿易禁止令が強化されても、密貿易船は後を絶ちません。そこで、各藩では取締まりの体制を整える必要がありました。取り締まりの基本方針は唐船が接岸したり上陸することは許さないが無理に武力撃退するのではなく、なるべく穏便に追い払う事でした。しかし、相手が外国人のため、意志疎通が難しく、この文書に示されている様な雛型を使って筆談で取調べ、応接の結果をひな形の要領で注進するように求めています。須佐で起こった「唐船打潰し事件」の時、益田家もやはり唐船と筆談をやり品川友哲に見せて中身の翻訳をさせた記録されています。

第二の文書は表紙に「唐船之儀二付 江戸への御注進 并 江戸・長崎へ被差越候衆より御問ヶ条御届書相成候写」と書かれています。中身は享保十一年の「唐船打潰し事件」の顛末を萩藩が幕府へ報告するに当って作られた想定問答集で、江戸・長崎へ派遣されていた家中の者が幕府側の質問事項を調査した結果と、それに対する萩藩側の回答・報告案が記されています。「唐船打潰し事件」で実際に須佐で起きたことが書かれていますから、この文書は享保十一年の事件の後で書かれた事は間違いありません。まずは地元の益田家から萩藩に報告させ、然る上で萩藩から幕府に報告したのではないのでしょうか。只、残念なことに文書は全文ではなく途中で切れていますので、日付も誰が筆者なのかも判りません。

密輸禁止令の下で行われた実務の一端を窺う事が出来る貴重な史料です。

（栗山記）

年	西暦	徳川幕府の主な対外政策
慶長 9	1604	長崎に訳官を置く。江戸幕府の内外貿易船に朱印状を出す。
14	1609	朝鮮と己酉条約（宗氏貿易を管理）、琉球を島津氏に隷属せしめる。オランダの平戸貿易始まる。前フィリピン総督漂着。
15	1610	広東の商人来航。京都の商人をバタビヤ（バタヴィア）に派遣。
18	1613	オランダの平戸貿易始まる。
慶長 18 ~ 元和 4		伊達氏の臣、支倉常長渡欧。
元和 2	1616	欧船の来航を平戸、長崎に制限。
9	1623	オランダ平戸の商館閉鎖。
寛永元	1624	スペインの来航を禁ず。
7	1630	松倉重政、九州遠征計画。山田長政が毒殺される。
8	1631	奉書船制度創設。
10	1633	奉書船以外の海外渡航を禁じ、海外渡航者の帰国を制限。
12	1635	全ての日本船渡航禁止。帰国者は死刑。唐船も長崎に限る。
13	1636	出島を築きポルトガル人を置く
14 ~ 15	1637-8	島原の乱
16	1639	ポルトガル人の来航を禁止。
18	1641	オランダ人を長崎の出島へ移す（鎖国が完成）。
明暦元	1655	オランダ人の糸割符制を廃し、相対貿易とする。
万治 2	1659	長崎町人に貿易用鑄銭を許す。
寛文元	1661	鄭成功、台湾占領。
8	1668	銀貨輸出をやめ、金貨に代える。
12	1672	長崎会所を置く。
延宝元	1673	オランダの通商要求を拒否。
6	1678	釜山浦の倭館を草梁へ移す。
元禄元	1688	清国船の入港数を70に制限。
2	1689	唐人屋敷を長崎に造る。
3	1690	トイ人（トイ）来朝 / この頃、南洋日本町の邦人消滅。
6	1693	朝鮮と竹島問題起こる。
13	1700	外国船の入港数を唐船8、オランダ船5と定む。
宝永 2	1705	土屋政直、朝鮮外交を掌る。
5	1708	トイ人宣教師トイ人來朝。
正徳元	1711	新井白石、朝鮮使の待遇を改む。
2	1712	朝鮮信使來聘に関する紛議。
4	1714	密貿易を厳禁。トイ人獄死。
5	1715	海舶互市新令（長崎貿易制限新令、金銀の海外流出制限のため）
享保 3	1718	外国船と密貿易を禁ず。
5	1720	下田奉行所を相模浦賀へ移す。 / 洋書輸入の禁を緩和。
元文 4	1739	再び貿易制限令（清船の員数を減ず）のオランダ船、安房沖に来る。よって沿岸諸藩に厳戒を命ず。
寛保 2	1742	銅の輸出額を制限。

# 目次

「外国船漂着沙汰書」

.....

6頁

「唐船之儀ニ付江戸への御注進并江戸・長崎へ被差越候衆より御問ヶ条御届書相成候写」

.....

16頁

# 凡例

一、**原則** 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 〃**才**(等)**支**(事)**迄**(迄)

変体仮名は原文通りとする。 例 〃者(は)、幾(き)、方(も)、与(と)、

尔(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、 二て、候得共(候え共)、 二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 〃より、トモ、トキ、として(々)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。 例 廿、李、など

繰り返しの表記 漢字 〃々、仮名 ヽ、二字以上 〃〃

## 一、文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読個所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに

生じる諸問題を回避する為である。

## 一、誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

## 一、欠字、虫損、その他判読不能箇所

欠字は 〃 で表す。字数が確認出来るときは 〃 で文字数だけ 〃 で埋める。字数が判らないときは 〃 で示す。推読可能な欠字は 〃 に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〃 〃 で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〃 〃 で示し、右傍に(…カ)と注記する。

## 一、抹消部分

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

## 一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。

## 一、朱書、後筆、付箋など

該当部分を「」で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

## 一、花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは 印 で表す。

## 一、注釈

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け毎毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

## 一、出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

完

一 唐船洋中二見え候ハ、番船  
 差出 御国中を通過候ハ、  
 早速可有注進事  
 附 唐船他國江茂通  
 不申御国中之磯江茂  
 寄不申 沖二漂候ハバ 此  
 筆談差出 唐人より之  
 返事を取 早速可被  
 差出事  
 右之様成船二不限 惣而  
 唐船御国中二漂着

# 外国船漂着沙汰書

覚

一 唐船洋中二見え候ハ、番船<sup>注1</sup>  
 差出 御国中を通過候ハ、  
 早速可有注進事

附 唐船他國江茂通  
 不申御国中之磯江茂  
 寄不申 沖二漂候ハバ 此  
 筆談差出 唐人より之  
 返事を取 早速可被  
 差出事

一 右之様成船二不限<sup>かぎらず</sup> 惣而<sup>そつて</sup>  
 唐船御国中二漂着

\*1 番船 = 海上警備の船。江戸時代、江戸入港の順番を争った廻船。上方から新綿、新酒、を送るのを競った新綿番船・新酒番船の略。此处では の意。

唐船陸(國)中(候)候  
 之早(速)可(有)注進(候)也  
 漁船(と)差出(唐)船(を)被(破)損  
 了(し)湊(江)漕(入)上(船)を  
 唐(船)之(出)入(一)切(差)留(可)  
 被(申)事  
 附(唐)船(漂)着(候)テ(茂)湊(江)  
 漕(入)候(事)い(や)かり(候)八、  
 右(之)筆(談)差(出)唐(人)  
 より(の)返(事)を(取)早(速)  
 可(被)差(出)事  
 一(唐)船(帆)を(も)さ(げ)ず  
 不(入)候(と)も(磯)近(寄)り(候)八、  
 漕(入)候(方)便(可)被(仕)候(然)と(も)  
 先(湊)へ

候八、早速可有注進候  
ちゆうしんあへく  
 左候て  
 漁船を差出 唐船不破損  
はそんせざる  
 やうに湊江漕入 番船付置  
 唐船江之出入一切差留可  
 被申事

附 唐船漂着候テ茂 湊江  
嫌がり  
 漕入候事いやり候八、  
 右之筆談差出 唐人  
 よりの返事を取 早速  
 可被差出事

一 唐船帆をもさげず  
いれず  
 不入候とも 磯近寄り候八、  
いそぢかく  
いかり  
 漕入候方便可被仕候 然とも  
つかまつらるへく  
 先湊へ

\*1 碇 = (いかり) 原本では木偏に定と書かれている。

漕入候一は江船と  
 漕入候よりしやうり候  
 筆談差出唐人より返事  
 とら早速可被差出事  
 附 磯近寄 帆を下ケ 碇を  
 入候て茂 湊江漕入候事を  
 いやかり候八、是又右之筆談  
 差出 唐人より之返事を取  
 早速可被差出事  
 右之分二一通り筆談を  
 唐人見候て湊江入可申様子二  
 相見え候八、漕船出し候て 漕入  
 させ可被申事

漕入候事をいやかり候八、  
 右之  
 筆談差出 唐人より返事  
 を取 早速可被差出事

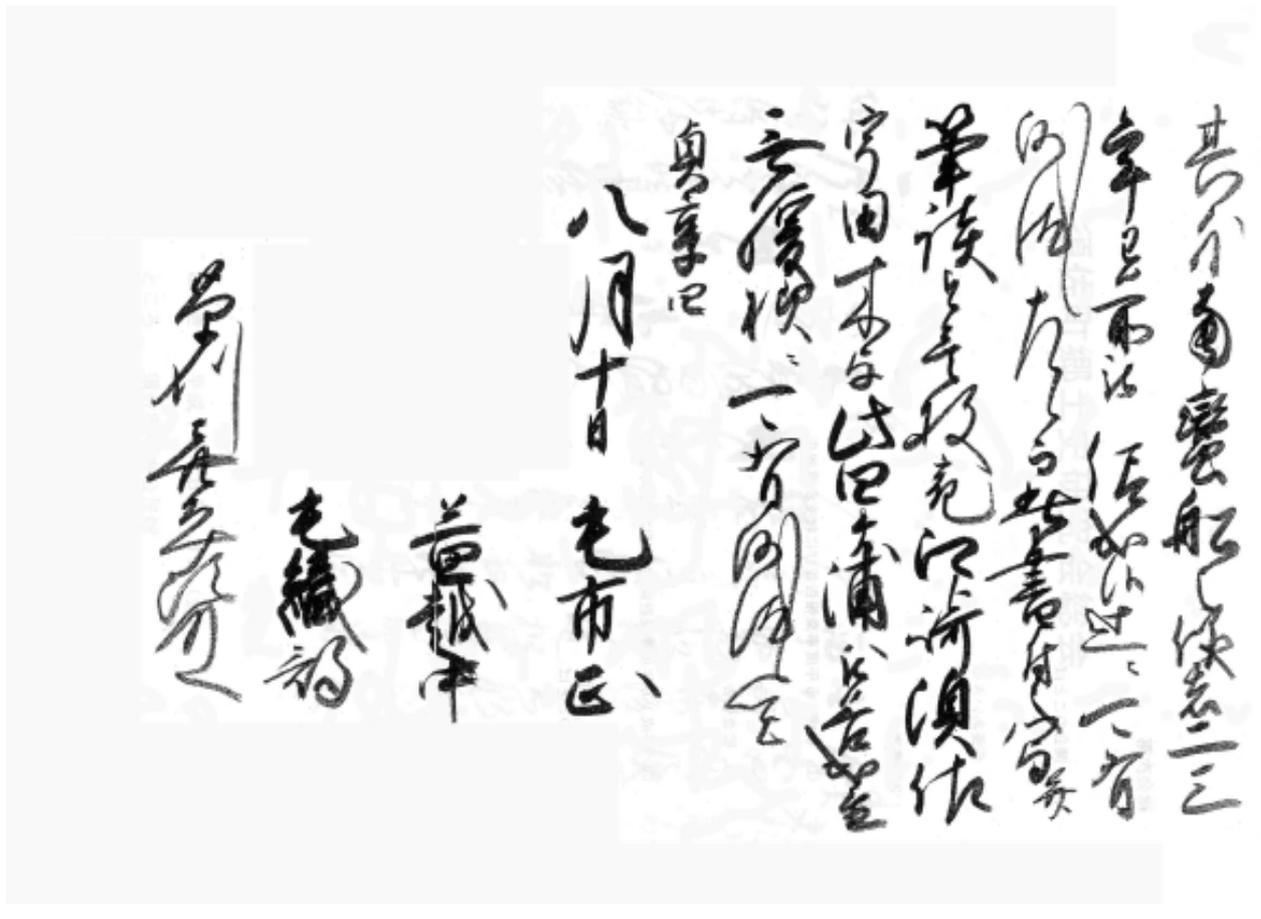
附 磯近寄 帆を下ケ 碇を  
 入候て茂 湊江漕入候事を  
 いやかり候八、是又右之筆談  
 差出 唐人より之返事を取  
 早速可被差出事

右之分二一通り筆談を  
 唐人見候て湊江入可申様子二  
 相見え候八、漕船出し候て 漕入  
 させ可被申事

一、是後は此の後知れはて  
 如何なる事し又使一、條  
 物之無理なるは仕  
 唐人けがらふは  
 知れはては  
 有注進事  
 右之通浦人共へ念を申付  
 可被置候 切又朝鮮船之  
 儀者 前々之通相易儀無  
 之候間 漂着候ハ、 かけ留介抱  
 候やうに 弥 可被申置候  
 其外南蛮船之儀者 二三

筆談仕候以後 出船仕候ハ、  
 成候とは留候て 方便可被仕候  
 然とも無理二留候様二仕候ハ、  
 唐人けがなと可仕候条 兎角  
 出船仕二をいてハ 其ま、にて  
 出船被申附 其趣早速可  
 有注進事

右之通浦人共へ念を申付  
 可被置候 切又朝鮮船之  
 儀者 前々之通相易儀無  
 之候間 漂着候ハ、 かけ留介抱  
 候やうに 弥 可被申置候  
 其外南蛮船之儀者 二三



年已前被仰出候<sup>さしだしかれ</sup>二可有  
 沙汰<sup>さそうらうて</sup> 左候而 此書付之写 并  
 筆談を壹枚宛 江崎・須佐・  
 宇田・木与 此四ヶ浦へ被差出置  
 無緩様二可有沙汰候 以上

貞享<sup>1687</sup>四

八月十日

毛利<sup>注1</sup> 市正  
 益田<sup>注2</sup> 越中  
 毛利<sup>注3</sup> 織部

草刈 喜平次<sup>注4</sup> 殿

\*1 毛利正 = 一門右田毛利家。元法次男、毛利就直。万吉、主殿、外記、市正、藏主。  
 \*2 益越中 = 永代家老須佐益田家。益田元堯五男、就恒。始就真、就祥、就祐、万作、才八、主馬、宇右衛門、与三左衛門、越中、中称福原。元禄6.8.5卒。65才。  
 \*3 毛織部 = 一門大野毛利家、毛利就詮。初就豊、熊千代、鬼之助、織部佐、阿波。寛永8.2.8 ~ 正徳4.4.3。享年84才。  
 \*4 草刈喜平次 = 奥阿武代官(天和2 ~ 元禄2)。草刈喜平次継義。

不知何國客欲何往如欲往長崎暫收  
入山陰港內以避風濤此國往々有漂  
流客我必用大船及小舟導施入長崎  
而不取其報償速其隨我收入矣

問

人員幾個

士商之分如何

船中奉宗何等物

船中裝載何等物

船長濶幾丈

不知何國客欲何往如欲往長崎暫收  
入山陰港內以避風濤此國往々有漂  
流客我必要大船及小舟導施入長崎  
而不取其報償速其隨我收入矣

問

人員幾個

士商之分如何

船中奉宗何等物

船中裝載何等物

船長濶注1幾丈

\*1 濶 = 広さ

不知何國客欲何往如欲往長崎暫  
收入山陰港內以避風濤此國往々有  
漂流之客我必用大船及小舟導施  
入長崎而不取其報償速其隨我收  
入矣

問

人員幾個

士商之分如何

船中奉宗何等物

船中裝載何等物

船長潤幾丈

不知何國客欲何往如欲往長崎暫  
收入山陰港內以避風濤此國往々有  
漂流之客我必要大船及小舟導施  
入長崎而不取其報償速其隨我收  
入矣

問

人員幾個

士商之分如何

船中奉宗何等物

船中裝載何等物

船長潤幾丈

是

一 此筆談式枚筆談箱江入置

最前差出候筆談を八可被

差戻候事

一 右之筆談唐船漂着候て吉枚

差出 唐人江見せ候様二可被申

付候 同し文躰二候故式枚一度二

差出物二而八無之候 此段念を入

可被申付置候事

一 筆談式枚筆談箱江入置

最前差出候筆談を八可被

覚

一 此筆談式枚筆談箱江入置  
最前差出候筆談を八可被  
差戻候事

一 右之筆談唐船漂着候て吉枚  
差出 唐人江見せ候様二可被申  
付候 同し文躰二候故式枚一度二  
差出物二而八無之候 此段念を入  
可被申付置候事

一 筆談式枚差出置候段 唐船江

持参候時分 自然<sup>注1</sup> 損候か 又八  
 唐人手前など二取置候か 又八追々  
 唐船漂着候時之ため式枚差  
 出置候事  
 右之筆談之奥<sup>注2</sup> など二唐人返  
 答書仕候て 其俛差返候様二  
 可被申付置候 別書之返答  
 書仕候八、 此方<sup>こなた</sup>より差出候筆談八  
 萩差出二不及候事<sup>およばず</sup>  
 右之筆談他国人八不及申 御  
 国中之者たりとも其役人之

持参候時分 自然<sup>注1</sup> 損候か 又八  
 唐人手前など二取置候か 又八追々  
 唐船漂着候時之ため式枚差  
 出置候事

右之筆談之奥<sup>注2</sup> など二唐人返  
 答書仕候て 其俛差返候様二  
 可被申付置候 別書之返答  
 書仕候八、 此方<sup>こなた</sup>より差出候筆談八  
 萩差出二不及候事<sup>およばず</sup>

右之筆談他国人八不及申 御  
 国中之者たりとも其役人之

\*1 自然 = 万が一

\*2 奥 = 末尾

外へ見せ候事 堅停止に候 たとへ  
 役人たりとも写候儀八停止候事  
 唐人返答書之趣 他国人八  
 不及申 御国中之者へも一切  
 知せ申間敷通手堅可被申  
 付置候事  
 此覚書最前差出候書付二可  
 被相添置候事  
 右之辻を以可有沙汰候 已上  
 貞享五年<sup>1688</sup>  
 七月廿一日  
 貞享五年  
 七月廿一日

外へ見せ候事 堅停止に候 たとへ  
役人たりとも写候儀八停止候事

唐人返答書之趣 他国人八  
不及申 御国中之者へも一切  
知せ申間敷通手堅可被申  
付置候事

此覚書最前差出候書付二可  
被相添置候事

右之辻を以可有沙汰候 已上

貞享五年<sup>1688</sup>  
七月廿一日

\*1 貞享五年 = 元禄元年 (1688)。この年九月改元。「唐船打潰し事件」が須佐で起こったのは、享保 11 (1726) であるが、この文書によって萩藩ではその 38 年前に既にこの様な沙汰 (指令) を出していた事が判る。

唐船之儀二付 江戸へ  
御注進 并 江戸・長崎へ  
被差越候衆より御問ヶ条  
御届書相成候写

唐船之儀二付 江戸への  
御注進 并 江戸・長崎へ  
被差越候衆より御問ヶ条  
御届書相成候写

此段乘組唐人何程有之候哉  
 難相考  
 奉存候由 御答可被仕候事  
 一 唐船乘組之唐人凡何程可  
 有之哉之段 御尋被成候八、三四拾人  
 程者相見候由御答可仕哉之事  
 此段可為本書之通候事  
 一 唐船舟印二書付 其外船二書付  
 など有之 何連之船と申分り  
 共者不相見哉と御尋之節 書付  
 候もの一圓見当り不申と御答可  
 仕哉之事  
 此段船之豎横間数之儀者 可為本書  
 之通候事  
 但水際より高サ之儀者三四間

此段乘組唐人何程有之候哉  
あいかんがえがたく  
 難相考  
 奉存候由 御答可被仕候事

一 唐船乘組之唐人凡何程可

有之哉之段 御尋被成候八、三四拾人  
 程者相見候由御答可仕哉之事  
 此段可為本書之通候事

一 唐船舟印二書付 其外船二書付

など有之 何連之船と申分り  
 共者不相見哉と御尋之節 書付  
 候もの一圓見当り不申と御答可  
 仕哉之事

此段船之豎横間数之儀者 可為本書  
 之通候事

但水際より高サ之儀者三四間



ばかりも  
計茂可有之哉之由御答  
つかまつらるべく  
可被仕候事

一 唐船豎横凡之間数いか程有之  
候哉と御尋候節 長サ式拾二三間  
程 横六七間程と相見候間  
其通二御答可仕哉之事

付 船之高サ水際よりとも  
へさき四間余 中程三間  
程有之候様二相見候 御尋  
有之候八、右之通御答可  
仕哉之事

此段飛込候唐人有之候哉 打払之方  
より者不相見候 決而無之とは不  
得申候由御答可被仕候事

一 唐船焼失之節 海江唐人飛

入候分者無之候哉と御尋之節者  
 如何御答可仕哉之事  
 此段可為本書之通候事  
 但死骸其外之儀あて候へ而見  
 申候へ共一圓相知不申候此所  
 別而ふかき所にて御座候故一入  
 難相知御座候由御答可  
 被仕候事  
 一 唐船焼亡以後其所何あて候へ唐人  
 死骸其外へ至ル迄揚不申候哉  
 之段御尋之節海中あて候而  
 潜<sup>潜</sup>仕候へ共いつれも不相見候由  
 追而出申候ハ、跡より申上候て可有  
 御座と御答可仕哉之事

入候分者無之候哉と御尋之節者  
 如何御答可仕哉之事

此段可為本書之通候事

但死骸其外之儀あて候へ而見  
 申候へ共一圓相知不申候此所  
 別而ふかき所にて御座候故一入  
 難相知御座候由御答可  
 被仕候事

一 唐船焼亡以後 其所何あて候へ 唐人  
 死骸其外へ至ル迄 揚不申候哉  
 之段御尋之節 海中あて候而  
 潜<sup>潜</sup>仕候へ共 いつれも不相見候由  
 追而出申候ハ、跡より申上候て可有  
 御座と御答可仕哉之事

\* 1 =さんずい偏に矣。字義は水涯（水際）。ここでは水際を潜ったという意味か。



此段御尋茂有之候八、唐人兎角難遁  
そんじそんじつてか  
 存候而歟 火を懸候様二相見候由 各  
みおまひのところ  
 及見之所御答可被仕候 勿論御尋  
つかまつらるべく  
 無之候八、自是起り候て申に者不及  
これより  
 候事 およはず

一 唐舟出火之儀 帆柱之脇より及  
 出火候 尤唐人より火をにも付  
 候段いつ連も及見候間 御尋候者  
 (後欠)